明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六〇）　一
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境九）　三
〔告　示〕
○「イノベーティブ・アジア事業」の事業対象校を追加指定する件（外務一四二）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一〇二～一〇九）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一〇）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一一～一一三）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二〇二）　一三
○船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁三八）　一四
〔官庁報告〕
官庁事項
平成三十年度予算等について報告（内閣）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四五
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、司法書士名簿登録等関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○厚生労働省令第六十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第五十二条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信